

事 務 連 絡
平成23年9月12日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬食品局血液対策課

季節性インフルエンザワクチンの供給の遅延について

今般、北里第一三共ワクチン株式会社（以下、「北里」という。）が製造中の季節性インフルエンザワクチン原液の一部で、品質試験において不適合の可能性があることが判明し、現在、北里による再試験を実施しているところです。

このため、再試験の結果が確認されるまで、北里が予定していた9月中の出荷が不可能となったとの連絡がありましたのでお知らせいたします。（別添1参照）

各都道府県におかれては、平成23年8月8日付け医政経発0808第1号、健感発0808第1号、薬食血発第0808号第2号厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「8月8日付け連名通知」という。）（別添2参照）により、安定供給対策について周知したところですが、引き続き、管内関係者に対して周知するとともに、円滑な対応が図られるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、現時点では、十分な量のワクチンは確保される見込みですが、今後試験結果等により、ワクチン供給に影響が出る場合には、随時その状況の情報提供を行っていく予定です。

以上

2011年9月12日

各 位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 山 讓 治
(コード番号 4568 東証・大証・名証各第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 部 長 齋 寿 明
TEL 報 道 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1126
株 式 市 場 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1125

『インフルエンザ HA ワクチン「北里第一三共」』
『インフルエンザ HA ワクチン「北里第一三共」シリンジ』
の出荷遅延についてのお知らせ

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）の国内グループ会社である北里第一三共ワクチン株式会社が製造しております『インフルエンザ HA ワクチン「北里第一三共」』並びに『インフルエンザ HA ワクチン「北里第一三共」シリンジ』について、品質規格試験におきまして一部のバッチ（製造の単位）が適合基準を満たさない可能性が判明いたしました。

つきましては、当初予定しておりました両製品の9月中の出荷が遅延することになりました。

当社インフルエンザHAワクチンの接種をご希望される皆様や医療関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

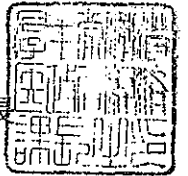
なお、今後の供給につきましては改めてお知らせいたします。

以 上

医政経発0808第1号
健感発0808第1号
薬食血発0808第2号
平成23年8月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

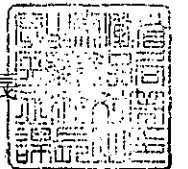
厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

標記については、平成23年7月29日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のインフルエンザワクチン（以下、「ワクチン」という。）の需要予測及び安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、この検討結果に基づいた下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村及び医療機関に対し適切な指導、情報提供等を行われたい。

なお、今後の予定として、9月中に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、その場において進捗状況等を確認することとしていることから、その準備方よろしく願います。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体及び保健所

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成23年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の84%程度にあたる約2,048万本程度の供給が確保される予定である。流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成23年12月1日を目途に、卸売販売業者は、未納品の予約の取消し又は保留等の措置を図ることがあり得ることについてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

また、医療機関は、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 定期接種対象者への配慮について

予防接種施行令(昭和23年政令第197号)に基づくインフルエンザの定期的予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

① 65歳以上の者 及び

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者であること。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等及び卸売販売業者に対しては、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表等を検討することとしており、卸売販売業者は、注文時にその旨を医療機関等に情報提供すること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチンの不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

(別表)

品目	製造販売業者	変更後の用法・用量
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン“化血研”TF ・インフルエンザHAワクチン“化血研” ・インフル“化血研”シリンジ 	一般財団法人 化学及血清療法研究所	6ヶ月以上3歳未満のものには、0.25mLを皮下に、3歳以上13歳未満のものには0.5mLを皮下におよそ2~4週間の間隔をおいて2回注射する。13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1~4週間の間隔をおいて2回注射する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「ビケンHA」 ・フルービックHA ・フルービックHAシリンジ 	一般財団法人 阪大微生物病研究会	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン「生研」 ・Flu-シリンジ「生研」 	デンカ生研株式会社	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」 ・インフルエンザHAワクチン「S北研」 ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」シリンジ 	北里第一三共ワクチン株式会社	1歳以上3歳未満のものには0.25mLを皮下に、3歳以上13歳未満のものには0.5mLを皮下におよそ2~4週間の間隔をおいて2回注射する。13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1~4週間の間隔をおいて2回注射する。